

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用
 機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年10月11日 15時15分～16時53分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 973円(+30円引上げ)</p> <p>根拠：前回提示した香川県製造業新規高卒者の賃金額をベースに、地賃に対する特賃の優位性の確保や船舶との格差解消を勘案して30円とした。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 972円(+29円引上げ)</p> <p>根拠：地賃引上げ額28円を意識せざるを得ず、地賃に対する特賃の優位性確保の観点から29円とした。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 971円(+28円引上げ)</p> <p>根拠：これまでの経過を踏まえて歩み寄ったもの。これ以上の歩み寄りには難しい。公益案に委ねたい。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 961円(+18円引上げ)</p> <p>根拠：厚生労働省発表の「令和3年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」において、機械の賃上げ率が1.96%であることから、現行最賃額943円に1.96%を乗じ、円未満を切り捨てて18円。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 969円(+26円引上げ)</p> <p>根拠：労働者側と同じで、地賃引上げ額28円を意識せざるを得ないが、使用者側としては、26円とした。公益案に委ねたい。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：+27円 時間額970円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		